

消費者行政活性化基金事業について

活性化基金の概要

◎基金積立額 12億円

(平成21年度から23年度まで3年間)

・平成21年度国の交付金により新たに5億円を積立

・身近な相談窓口の機能強化等の観点から区市町村に重点的に配分

	東京都	区市町村	合計
21年度	40,000	143,767	183,767
22年度	161,011	336,294	497,305
23年度	今後検討		518,928
計			1,200,000

計画期間を通じた消費者行政活性化の方針

○都民に身近な区市町村の相談機能の強化 ⇒ 都は基金を区市町村に重点的に配分

○東京都消費生活総合センターはセンターオブセンタースとして機能強化 ⇒ 専門性の向上を図り、相談体制を強化
区市町村に対する相談業務の支援

○消費者教育の充実、消費者団体との連携強化による消費者力の向上 ⇒ 児童・生徒の発達段階に応じた消費者教育の充実
高齢者や若者を対象とした普及啓発

東京都の活性化計画

◎センターオブセンタースとしての役割強化

土曜相談の開始
相談員の増員(34名→40名)
専門グループ制の強化
相談員のスキルアップ
情報提供・共有化による区市町村支援
(消費生活相談支援サイトを活用) 等

◎広域的な取組

悪質事業者の取締り・指導の強化
テーマ別特別相談の実施
高齢者・若者の消費者被害防止
学校における消費者教育
食の安全に関する普及啓発

区市町村の計画

～区市町村プログラム 23区26市2町～

◎身近な相談窓口の強化

相談窓口の新設
センターの移設、改修による機能強化
相談日数の増加・受付時間延長
相談員の増員・報酬改定
研修参加支援・研修の主催
専門家によるアドバイザー制度

【平成21年度】

・相談窓口新設(大島町)
・センターの移設・改修
・相談日数の増加(3市)
・受付時間延長(1区3市)
・相談員の増員・報酬改定
・消費生活相談に弁護士等専門家を活用

◎啓発活動による消費者被害未然防止

相談窓口の積極的な周知
消費者講座の拡充による都民の消費者力向上
地域の実情に応じた啓発事業